

提 起 才

協定項目 19 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提起する。

平成 16 年 1 月 30 日提出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業については、別紙のとおり調整する。

項目	現況							調整方針	
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村		
費用徴収(税・料)	保険料	保険税	保険税	保険税	保険税	保険税	保険税	費用徴収は、保険料とする。	
被保険者数(平成14年度末)	97,672人	6,416人	3,261人	6,432人	8,965人	535人	693人		
納付回数	12回 4月～翌年3月	8回 7月～翌年2月	8回 7月～翌年2月	8回 7月～翌年2月	9回 7月～翌年3月	8回 7月～翌年2月	9回 7月～翌年3月	納付回数は、4月から翌年3月までの12回とする。なお、4月、5月は暫定賦課とし、6月から翌年3月までは確定賦課とする。	
	4月・5月 暫定賦課 6月～翌年3月 確定賦課	7月～翌年2月 確定賦課	7月～翌年2月 確定賦課	7月～翌年2月 確定賦課	7月～翌年3月 確定賦課	7月～翌年2月 確定賦課	7月～翌年3月 確定賦課		
賦課方式	3方式	4方式	4方式	3方式	4方式	4方式	3方式	賦課方式は所得割、均等割、平等割の3方式とし、所得割は、旧ただし書き方式とする。	
	所得割は、旧ただし書き方式(前年分の被保険者に係る総所得額から基礎控除を差し引いた額)								
軽減割合	7割・5割・2割	7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割	7割・5割・2割	軽減割合は、7割、5割、2割とする。	
保険料(税)率	医療分							保険料は、次のとおりとする。 1 平成17年度から3年度以内の期間は、不均一の保険料を賦課することができる。 2 不均一の保険料を賦課する期間の保険料は、旧市町村ごとに基金等の状況に応じて段階的に調整する。	
	所得割	8.7%	7.2%	8.3%	6.0%	7.3%	7.0%		4.5%
	資産割		10.0%	30.0%		20.0%	10.0%		
	均等割	26,400円	20,000円	20,000円	20,000円	18,000円	19,000円		15,000円
	平等割	30,000円	23,000円	23,000円	25,000円	23,000円	23,000円		17,000円
	応益割合	47.8%	46.2%	39.6%	51.7%	40.0%	53.2%		50.1%
	賦課限度額	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円		530,000円
	1人当たり賦課額	81,851円	68,569円	75,974円	58,778円	73,921円	51,459円		48,716円
	介護分								
	所得割	1.0%	1.1%	1.1%	1.0%	1.1%	1.1%		1.1%
	資産割								
	均等割	5,400円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円	4,800円		4,800円
	平等割	5,400円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円	5,800円		5,800円
	賦課限度額	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円		80,000円
1人当たり賦課額	16,220円	16,631円	16,938円	16,668円	17,615円	14,870円	14,772円		
基金保有額(平成14年度末)	139千円	114,565千円	76,690千円	220,000千円	171,387千円	49,634千円	71,000千円		
出産資金貸付制度	出産育児一時金の80%を限度として貸付ける。	出産育児一時金の90%を限度として貸付ける。	出産育児一時金の90%を限度として貸付ける。	出産育児一時金の90%を限度として貸付ける。	出産育児一時金の90%を限度として貸付ける。	該当なし	該当なし	出産育児一時金の90%を限度として貸付ける。	
八尾町国民健康保険大長谷診療所				所在地 八尾町島地1番地 診療日 毎週木曜日 (14時～17時)				現行のとおり新市に引継ぎ、合併後に見直しを図る。	